

## 意見募集要領

### 1. 意見募集対象

「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」提言（案）

※提言（案）は、第4回委員会(H29.5.10)に事務局案として提示したものです。第4回委員会における委員からの意見と皆様から頂いたご意見とを踏まえた上で最終的な提言としてとりまとめる予定です。

### 2. 募集期間

平成29年5月11日（木）～5月24日（水）（17：00 必着）

### 3. 意見の提出方法

御意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、下記5. 提出先まで御提出ください。御意見につきましては、別添「意見提出様式」により、下記①～⑦を御記載ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所（都道府県名まで）
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業（企業・団体の場合は不要）
- ⑤年齢（企業・団体の場合は不要）
- ⑥性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑦御意見

### 4. 注意事項

- ①御意見は日本語で御提出ください。
- ②なお、提出された御意見とともに、属性（職業、年齢、性別、都道府県名）を公表する場合があります。
- ③電話での御意見は受け付けておりません。
- ④皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

## 5. 提出先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

河川法改正20年多自然川づくり推進委員会事務局 宛

①郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

②FAXの場合：(03) 5253-1603

③電子メールの場合：hqt-tashizen-teigen@ml.mlit.go.jp

## 6. 御参考

これまでの「河川法改正20年多自然川づくり推進委員会」の開催状況につきましては、  
[http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/tashizen/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tashizen/index.html) を御参照ください。

### <お問い合わせ先>

水管理・国土保全局 河川環境課 田中（孝）、川瀬

代表：03-5253-8111（内線 35442、35444）

直通：03-5253-8447